

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日は、
日曜、
祭日、
休日、
の翌日)

目 次

◇ 告 示 保険医療機関等の指定（保険課）

保険医の登録（〃）
 国民健康保険法による療養取扱機関として申出の受理があつたものとみなされるもの（〃）
 土地改良事業の認可（三件）（農村整備課）
 保安林の指定の解除予定（二件）（造林課）
 漁業災害補償法による共済契約の締結の申込みに係る同意についての適否の決定（水産課）
 土地収用法による事業の認定（管理課）
 都市計画事業の認可（都市計画課）

告 示

鳥取県告示第百六十五号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ三第一項の規定に基づき、次のように保険医療機関及び保険薬局の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第二条の規定により告示する。

平成三年二月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
谷口医院	鳥取市南町四二五	平成三年一月十四日
古賀齒科医院	米子市天神町一丁目四八	平成三年一月十一日
岡空医院	米子市糺町一丁目二五	平成三年一月一日
医療法人社団矢鳥医院	境港市新屋町一三二九一	〃
あすか薬局	西伯郡岸本町吉長五八一	平成三年一月五日
野嶋整形外科外科医院	米子市二本木字高木四九二一三	平成三年一月十六日
鳥取県済生会境港総合病院	境港市米川町四四	〃
麻木クリニック	鳥取市松並町二丁目五〇二一	平成三年一月二十一日

赤碕内科外科ク リニック	東伯郡赤碕町大字赤碕一八四	平成三年一月十七日
江府町国民健康 保険江尾診療所	日野郡江府町大字江尾一九四 四一〇	平成三年一月十六日
中部薬局赤碕店	東伯郡赤碕町大字赤碕一八四 八一〇	"
有限会社わかば 調剤薬局	鳥取市川端五丁目二二五	"
高野歯科医院	米子市東福原三七三	平成二年十二月二十六日

鳥取県告示第百六十六号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ五第一項の規定に
基づき、次のように保険医の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局
の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の
登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第九条の規定により告
示する。

平成三年二月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

氏 名	登録の記号及び番号	登録の年月日
栗政明弘	鳥医第四、二四七号	平成三年一月九日

鳥取県告示第百六十七号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第三十七条に規定に
する療養取扱機関として同条第三項の規定により申出の受理があったもの
とみなされるものについて、療養取扱機関の申出の受理及び特定承認療養
取扱機関の承認並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関
する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第一条の規定により、次の
とおり告示する。

平成三年二月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

療養取扱機関名	所 在 地	申出の受理の年月日
麻木クリニック	鳥取市松並町二丁目五〇二一	平成三年一月二十一日
赤碕内科外科ク リニック	東伯郡赤碕町大字赤碕一八四	平成三年一月十七日
江府町国民健康 保険江尾診療所	日野郡江府町大字江尾一九四 四一〇	平成三年一月十六日
中部薬局赤碕店	東伯郡赤碕町大字赤碕一八四 八一〇	"
有限会社わかば 調剤薬局	鳥取市川端五丁目二二五	"
高野歯科医院	米子市東福原三七三	平成二年十二月二十六日

鳥取県告示第百六十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、郡家町が行う土地改良事業（中山間地域農村活性化総合整備事業上峰寺地区農道整備）を平成三年二月十六日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

平成三年二月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第百六十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、倉吉市が行う土地改良事業（土地改良総合整備事業（地域改善）福米地区暗きよ排水）を平成三年二月十六日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

平成三年二月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第百七十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項に

において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、倉吉市が行う土地改良事業（土地改良総合整備事業（地域改善）福米地区農業用排水）を平成三年二月十六日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

平成三年二月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第百七十一号

次のように保安林の指定を解除する予定であるから、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成三年二月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

鳥取市賀露町字上浜一七〇三の一八〇・一七〇三の六八一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

風害の防備

三 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び鳥取市

役所に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第七十二号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示す
る。

平成三年二月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

西伯郡日吉津村大字日吉津一八六七の一〇

二 保安林として指定された目的

潮害の防備

三 解除の理由

海岸保全施設用地とするため

鳥取県告示第七十三号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第五十八号）第八十二条の二第五項
において準用する同法第一百五十二条の二第三項の規定に基づき、発起人から届
出のあった次の加入区及び漁業の区分に係る共済契約の締結の申込みに係

る同意については、審査した結果同法第八十二条の二第二項及び第三項に規
定する要件に適合すると認めためたので、同法第五項において準用する同法第
百五十二条の二第四項の規定により告示する。

平成三年二月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

加入区	漁業の区分
網代加入区	漁業災害補償法第一百四十二条第二号に掲げる漁業
赤碕加入区	
田後加入区	
賀露加入区	
東加入区	小型いか釣漁業及び小型定置漁業

鳥取県告示第七十四号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第二十条の規定に基づき
事業の認定をしたので、同法第二十六条第一項の規定により、次のとおり
告示する。

平成三年二月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 起業者の名称

泊村

二 事業の種類

園地区墓地整備事業

三 起業地

1 収用の部分 東伯郡泊村大字園字浜山地区

2 使用の部分 なし

四 土地収用法第二十六条の二の規定による図面の縦覧場所

泊村役場

鳥取県告示第七十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定に基づき、都市計画事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成三年二月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 施行者の名称

東郷町

二 都市計画事業の種類及び名称

三 事業施行期間

東郷都市計画公園事業 六・五・一号 東郷運動公園
平成三年二月二十二日から平成九年三月三十一日まで

四 事業地

1 収用の部分 東伯郡東郷町大字川上字隅田、字鍛冶屋谷及び字宮ノ

後並びに大字高辻字天皇谷地区

2 使用の部分 なし